

「第三次十日町市総合計画 基本構想（案）」 パブリックコメント制度実施要領

第三次十日町市総合計画 基本構想の策定にあたり、十日町市パブリックコメント制度実施要綱（平成 17 年 4 月 21 日告示第 201 号）の規定のほか、以下により制度を実施することとし、この要領を設けます。

1 実施目的

「第三次十日町市総合計画 基本構想」の策定にあたり、案を公表し、広く市民等の皆さんからご意見を募集します。

2 閲覧場所等

次の場所（方法）で案をご覧ください。

- ① 企画政策課
- ② 各支所地域振興課
- ③ 公民館（中央公民館、中条公民館、川治公民館、飛渡公民館、吉田公民館、
下条公民館、川西公民館、中里公民館、松代公民館、松之山公民館）
- ④ 水沢地区市民センター
- ⑤ 情報館
- ⑥ 十日町市ホームページ（パブリックコメント制度の実施状況と概要）のページ
<https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/somubu/kikakuseisakuka/2/bosyu/1450419388398.html>

3 意見の提出方法等

別紙：意見提出様式をご利用のうえ、次の方法で提出してください。

- ① 直接お持ちいただく場合 市役所 企画政策課まで
- ② 郵送の場合 〒948-8501 十日町市千歳町 3 丁目 3 番地
十日町市役所 企画政策課 あて
- ③ ファクシミリの場合 企画政策課あて 025-752-4635
- ④ 電子メールの場合 企画政策課あて t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp

※任意様式・メール等でも提出いただけますが、以下の事項を必ず明記ください。（明記されていないものは、受け付けられません。）

- ① 「第三次十日町市総合計画 基本構想（案）」に対するパブリックコメント（ご意見）であること
- ② 氏名（法人や団体の場合はその名称と代表者名）
- ③ 住所（所在地）
- ④ 連絡先（電話番号）

※ご意見の提出に伴い取得した氏名や連絡先等の個人情報、「十日町市個人情報の保護に関する法律施行条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認など、本意見公募に関する業務に限って利用します。

4 意見受付期間

令和 7 年 9 月 12 日（金）から令和 7 年 10 月 3 日（金）17:00 まで（必着とします。）

5 受け付けた意見の反映と結果の公表

計画の策定にあたり、提出されたご意見を考慮して最終的な決定を行うものとし、結果は、いただいたご意見（個人情報を除く。また、ご意見の要旨のみとする場合があります。）と合わせてホームページ及び上記閲覧場所などで公開します。

※個々の意見に直接回答しません。あらかじめご了承ください。

6 問い合わせ先

企画政策課 企画政策係（電話番号：025-757-3193）